

保育士等人材確保対策について

1. 事業目的

近年、保育士等は他職種と比較して賃金水準が低いことや、責任の重さと待遇が見合っていないことなどを理由に担い手が減少しており、市内各園からも「保育人材の確保に苦慮している」との声が聞こえています。

また、保育ニーズにおいても、緑苑台西地区や花川北・南地区での宅地造成により、今後も需要が高まっていくことが想定されています。

上記の課題解決には、保育士等の人材確保が急務であることから、保育士等人材確保対策に係る既存事業の拡充や新規事業を行うことで、持続可能な保育提供体制の安定確保を図っていくため、以下の事業に取り組みます。

2. 事業内容

①保育士等就職奨励金について【拡充】

これまで新卒保育士を対象としていましたが、潜在保育士（中途採用者）にも対象を拡大し、採用時に 20 万円を支給します。

支給要件として、過去に本市の就職奨励金を受け取っていない方で、保育所等を退職後 1 年以上が経過し、採用後 3 年以上継続して勤務することが見込まれる方（有料職業紹介利用の採用者を除く）としています。

②いしかり保育士応援手当の支給について【新規】

市内認定こども園等で勤務する勤続 6 年目以上の保育士（施設長を除く）を対象に、毎年度 3 月（予定）に一人あたり 12 万円を支給します。

支給要件として、1 日 6 時間以上かつ月 20 日以上勤務している方で、基準日である 1 月 1 日に在籍し、当該年度に 1 月以上の勤務実績があることとしています。

③保育人材確保対策事業補助金の創設について【新規】

市内各園が実施する奨学金返還支援等の保育士確保のための取組（別表を参照）に対し、実績に応じて 1 施設あたり年間最大 120 万円を補助します。

(別表)

事業区分	補助割合	補助上限額	補助期間	補助要件案
① 保育士等奨学金返還支援	園が実際に支払った額の1/2	1人あたり年間12万円	採用後5年間	・採用後5年以内 ・自ら返済している方 ・1日6時間以上かつ1月20日以上勤務
② 保育士等市内賃貸住宅家賃支援	園が実際に支払った額の1/2	1人あたり月額2万円	採用後5年間	・採用後5年以内 ・本人が契約し、自ら家賃を支払っている方 ・1日6時間以上かつ1月20日以上勤務
③ 保育士等有料職業紹介利用	園が実際に支払った額の3/4	1施設あたり年間75万円	毎年度	・1年以上の雇用及び勤務実績があること ※年度途中の退職等による手数料の返還分は精算対象
④ 保育士等募集広告	園が実際に支払った額の1/2	1施設あたり年間10万円	毎年度	・市内園に限る（市外園分が含まれる場合は按分）
⑤ 保育士等資格取得・研修	園が実際に支払った額の1/2	1人あたり年間10万円	採用後10年間	・資格取得やスキルアップ等に資する経費 ・他の助成制度に該当する場合は対象外
⑥ その他	園が実際に支払った額の1/2	市長が別に定める	毎年度	・上記①～⑤のほか、保育人材確保に資する事業として市長が認める経費